すべてのひとの健康と幸福を実現するために

ISSN 0914-2517

JPTA NEWS

2026.10
No.363

公益社団法人
日本理学療法士協会
JPTA
Japanese Physical Therapy Association

| 特集 |

理学療法と法律
制度の現在地とこれから

＃これってダメなの？身近に潜む法律違反のリスク
＃法律では、理学療法はどのように規定されているの？
＃なぜ、理学療法士の業務範囲はこの形になったのか
＃約60年社会の変化と理学療法士業務の広がり　など

| 未来のために！ 一人ひとりのアドボカシー活動 |
文部科学省への要望をご紹介

知っておきたい！
理学療法と法律
―制度の現在地とこれから―





会報誌「JPTA NEWS」へのご意見・ご感想を募集しています。
右記のQRコードを読み取り、アンケートフォームからご回答ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

これってダメなの？身近に潜む法律違反のリスク

私たちは日々の臨床や地域活動の中で、患者さんや利用者さんのために、さまざまな支援を行っています。理学療法士の立場から必要と考え、自ら判断して行っていることも少なくありません。

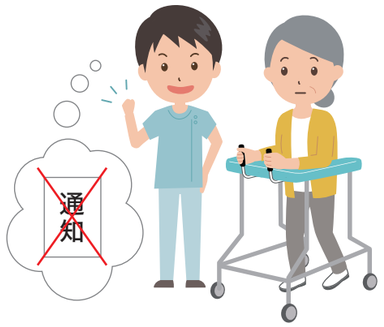
しかし、その中には、現在の法律と照らし合わせたとき、「法律上の解釈では認められていないのでは？」と立ち止まって考えなければいけない行動があります。これには、法律を知らないことで誤ってしまう場合もあれば、社会の変化に伴い、理学療法士の役割や求められる能力が広がり、約60年前に作られた法律との間にギャップが生まれている場合もあります。

本特集では、まず身近な事例を通して現在の法律との関係を確認し、そこから法律の定義や制定当時の背景、そしてこの約60年間で変化した社会やリハビリテーションの姿を振り返ります。変化する現場と法律の間に生じたギャップについて、一緒に考えてみましょう。

まずは知らないとやってしまうアウト！？な事例を再確認しましょう！

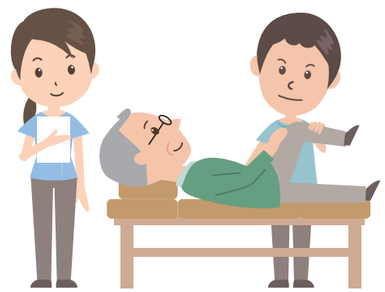
Case 1

国家試験に合格したものの、まだ厚生労働省からのハガキ通知が届いていない状況で、患者さんに2単位介入した。



Case 2

実習生に、患者さんへのストレッチや体操指導を任せて、20分間介入してもらった。



Case 3

新規に入院してきた患者さんに、医師の指示が出ることを想定し、先行して評価介入を行った。



Case 4

デイサービス利用者さんが、いつも腰を痛がっていたので、医師の指示はなかったけれど、ホットパックで温熱療法を行った。



Case 5

訪問リハ介入中、利用者さんに徒手療法を提供した。



これって適法？5つの確認プロセス

【対象】相手に具体的な疾患や身体機能障害はあるか？
【目的】行為の主目的は治療・回復か、それとも予防・増進か？
【行為】具体的な技術（運動、徒手、物理等）は体への侵襲を伴うか？
【条件】医師の指示（カルテ処方）は必要か？有効期限内か？
【診療関係】その行為は、医師の診療行為と連続・関連しているか？

臨床や管理、実習指導で『このケースは適法か？』と迷ったときは、この『5つの確認プロセス』を順番に走らせてください。対象、目的、行為、診療との関係をクリアし、最終的に『有効期限内の適切な医師の指示があるか』を確認する。養成校の教員の皆さんは、国試対策の法規としてこれを教えるだけでなく、実習前の学生に対し、実習病院でリハを実施する際のセルフチェックの思考訓練として活用させてください。このプロセス思考が、臨床での最大の防御策になります 。

左ページの事例は、理学療法士の日常業務の中で、問題があると知らなければ、ついやってしまいそうですね。では、これらの行為は、現在の法律上どのように位置づけられるのでしょうか。

「理学療法士及び作業療法士法」（以下、PTOT法）をはじめとする関係法令を踏まえて、仙波浩幸さんに解説していただきます。法律上の解釈や違反リスクを整理しながら、理学療法士の業務範囲について考えていきましょう。



仙波 浩幸さん
Senba Hiroyuki
神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部
リハビリテーション学科理学療法学専攻・専攻長

Case 1 国家試験に合格すれば、すぐに理学療法士として業務ができるか。

論点

理学療法士免許は、国家試験に合格しただけでは有効になりません。本人が申請し、理学療法士名簿に登録された時に効力が生じます。勤務開始前に、登録済証明書等で登録の完了を確認する必要があります。証明書が未着でも、登録済みと確認できれば業務に従事できます。一方、登録前の業務従事は行政処分※の対象となる可能性があります。また、登録前の介入を、登録後の理学療法士による介入として遡って診療報酬を請求することはできません。管理者は新入職員の登録状況について必ず確認しましょう。

〔根拠：PTOT法3条、6条、17条〕

※行政処分についての詳細は、10ページへ！

Case 2 実習生は患者にストレッチや体操を行えるか。

論点

実習生は免許を持っていませんが、患者の同意を得て、危険性の低い行為を、臨床実習指導者の指導・監督の下で行うことは認められます。ただし、学生だけに20分間任せることは、実習ではなく無資格者による独立した介入とみられるおそれがあります。その時間を指導者が実施した1単位として算定することもできません。また、臨床実習指導者が実習生に付き添い、指導・監督を行っていた場合であっても、実習生が実施した時間は診療報酬を算定することはできません。

〔根拠：PTOT法15条、養成施設指導ガイドライン〕

Case 3 後から医師の指示が出れば問題ないか。

論点

理学療法士が患者に対し、診療の補助として理学療法を行うには、実施に先立って医師の指示を受ける必要があります。「後で指示が出るだろう」と予測して、先に専門的な評価や治療を行うことはできません。後から指示を受けても、指示前の介入が遡って適法になるわけではありません。ただし、カルテの確認や病棟スタッフからの情報収集など、患者への個別の評価・治療にあたらない準備行為は可能です。

〔根拠：PTOT法2条3項、15条1項〕

Case 4 デイサービスの機能訓練なら、医師の指示は不要か。

論点

体操や歩行練習など、医療行為ではない生活機能訓練は、医師の個別指示なしに行える場合があります。しかし、腰痛を治療する目的で、専門的に判断してホットパックを用いる行為は、法律上の「温熱」による理学療法にあたる可能性があります。利用者の希望だけで行わず、病態や禁忌を確認し、医師の指示を受けることが原則です。

〔根拠：PTOT法2条1項・3項、平成25年厚労省通知〕

Case 5 訪問先で徒手療法を行うには、特別な指示が必要か。

論点

徒手療法のすべてが違法になるわけではありません。ただし、筋肉をもみほぐすなど、行為の実態が「マッサージ」にあたる場合、利用者宅で理学療法士が実施するには、医師の具体的な指示が必要です。「徒手療法」「○○リリース」など名称を変えても、行為の目的や方法など、その実態によってはマッサージと判断されることがあります。医師の指示書や訪問リハビリテーション計画書には、目的や対象部位などを具体的に記載しておくことが重要です。

〔根拠：PTOT法15条2項、あん摩マッサージ指圧師法、はり師、きゅう師等に関する法律1条〕

法律では、理学療法はどのように規定されているの？

「これはOK？」「これはNGかも？」――その判断の基になるのが、「理学療法士及び作業療法士法」（PTOT法）です。このページでは、PTOT法が定める私たちの業務の範囲を、法律の専門家である小西知世さんにわかりやすく解説していただきます。一緒に学んでみましょう！



明治大学 法学部 専任教授
小西 知世さん
Konishi Tomoyo

1965年は、最初の東京オリンピックが開催された次の年、あるいは最初の大阪万博が開催される5年も前、沖縄がアメリカからまだ返還されていない頃（沖縄に行くときにパスポートが必要だった時代！）です



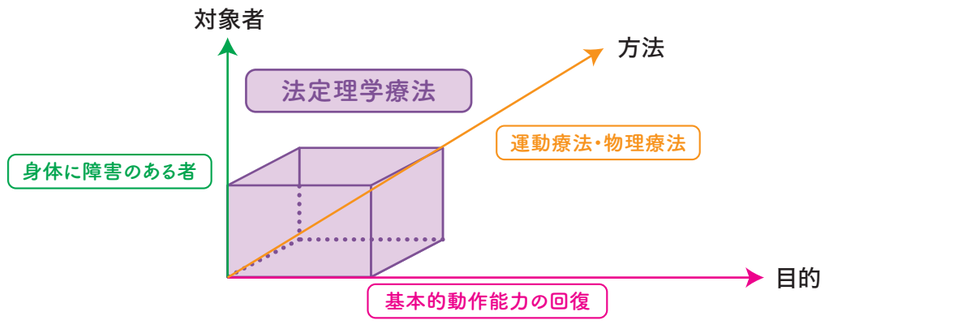
「身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること」――これが法律で規定されている理学療法です。**法律は、理学療法を対象者・目的・方法の3つの面から形づくっています。【図参照】**

法律の言葉ではなく、普通の言葉で内容をわかりやすく言い換えてみましょう。身体に障害が生じたために“人間が生活して活動していくために必要な根本的な動作”――たとえば、ベッドから起き上がる・バランス良く立つ・歩く・移動する――ができなくなってしまった人が、もう一度できるようになるために提供される治療体操などの“運動療法”や電気刺激・マッサージ・温熱などの“物理療法”が、法律上の理学療法（法定理学療法）になります。そして、この理学療法を職業とする専門職が理学療法士として位置づけられています。

法律上の理学療法を理解しようとするときに大切なことは、この法律が今から60年以上も前の1965年に作られた、ということです。

この法律で描かれている理学療法は、その当時のリハビリテーションに対する一般的な考え方に基づいて作られています。ですから、いま皆さんがイメージするような理学療法とは大きく異なるものであるという点に注意が必要です。

法定された理学療法



この構造から外れるものはすべて法定外業務となる

「対象、目的および手段の3点においてこの定義を満たさない行為は理学療法とはいえない」

1）厚生省医務局医事課編「理学療法士及び作業療法士法の解釈」（中央法規、1965）43頁、
2）松田功「医事法規　2. 理学療法士及び作業療法士法の逐条解説（1）」理学療法と作業療法19巻4号251-252頁（1985）

なぜ、理学療法士の業務範囲はこの形になったのか



では、理学療法士の業務範囲は、なぜこのような形に定められたのでしょうか。

その答えを知るには、PTOT法が制定された1965年当時の医療と社会に目を向ける必要があります。

当時の課題と、現在の医療従事者法制の成り立ちについて、仙波浩幸さんに教えていただきました。

約60年前、なぜこの業務範囲が必要だったのでしょうか？

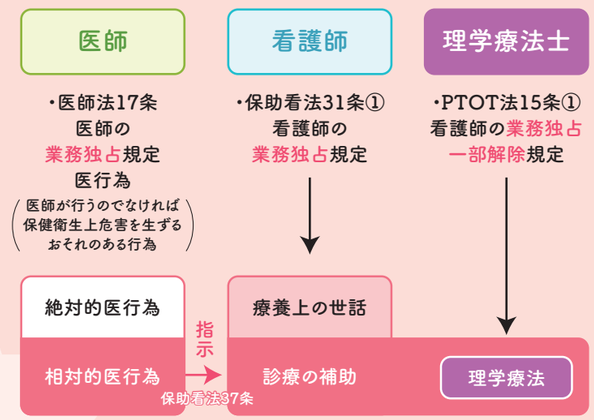
1965年の法制定当時、最優先の課題は、疾病や外傷等により身体又は精神に障害のある者に医学的リハビリテーションを提供し、機能回復と社会復帰を促進することでした。理学療法士・作業療法士の資格・養成制度が存在しなかったため、まず両職種を医療の一環として、医師の指示の下で回復を担う専門職に位置づけました。これは当時のニーズをすべて満たすものではなく、資格制度の確立と医学的リハビリテーションの普及を優先した制度設計でした。

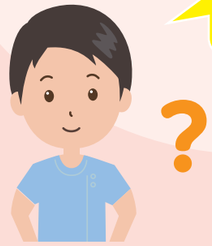
今の医療従事者法制は、どう作られてきたのでしょうか？

日本の医療従事者法制は、職種を横断する統一的な仕組みとして一度に作られたものではありません。1948年に「医師法」と「保健婦助産婦看護婦法」（現・保健師助産師看護師法、以下、保助看法）が制定され、医師法による医業独占と、保助看法による「療養上の世話」「診療の補助」を中心とする戦後医療の基本的な枠組みが整えられました。その後に制度化されたコメディカルの資格法の多くは、保助看法が定める「診療の補助」の枠組みに、各職種が専門的に行うことのできる業務を「継ぎ足す」ように整備されてきました。PTOT法も、1965年にリハビリテーション需要の高まりを受けて制定され、保助看法第31条第1項にかかわらず、理学療法士・作業療法士が診療の補助として理学療法・作業療法を行えることを定めています。このような仕組みは、社会の変化に柔軟に対応できる一方、予防、健康増進、介護予防などの診療の補助に収まりにくい領域では、専門職の法的な役割や医師の指示の要否が分かりにくくなります。ここに、「継ぎ足し型」法体系が抱える現在の課題があります。

そして、いま、どのような課題があるのでしょうか。

しかし現在、理学療法士の役割は、機能の維持・向上、介護予防、健康増進、地域生活、社会参加及び就労の支援へと拡大しています。現行法は、障害のある者を対象とし、能力の回復を中心とした構造のままであり、医療外の専門的業務は通知や解釈に委ねられています。そこで、対象と目的を現代化し、医師の指示を要する診療の補助と、指示を要しない専門的業務との境界を明確にする法改正が必要となっています。





でも体操教室みたいな医師の指示の下ではない業務もあるよね。それは法律違反じゃないの？

時代とともに理学療法士の役割が広がって、法律によって規定された医行為にあたらない業務が増えているんだよ。詳しくは次ページで解説するよ



約60年

社会の変化と理学療法士業務の広がり

PTOT法が制定されたのは、1965年。当時想定されていた理学療法と、現在、私たちが臨床で行っているリハビリテーションとでは、大きな変化が生じています。

その背景には、約60年間で、日本の社会や医療を取り巻く環境が大きく変化し、理学療法士に求められる役割も広がってきたことがあります。

そして、こうした変化に対応するように、厚生労働省（以下、厚労省）の通知や各種制度、ガイドラインなどによって、理学療法士が担うことのできる業務や役割も少しずつ整理されてきました。

では、この約60年間で社会や医療はどのように変化し、それによって理学療法士の業務はどこまで広がってきたのでしょうか。その変化を、時代を追って見てみましょう。



	約60年前 ▶▶▶	変化 ▶▶▶	現在
リハビリテーションの考え方	医学的リハビリテーションが中心	目的が拡大	治療・回復から、生活期、健康増進、重症化予防も
対　象	身体に障害のある者	対象が拡大	障害のある者から、予防・健康増進を必要とする者まで
医療のあり方	医師中心	専門職の専門性が確立・発展	多職種連携
提供の場	病院中心	高齢化や地域包括ケアの推進	病院の他、地域・在宅へ
領　域	業務が限定的 医療機関を中心とした、障害者の機能回復・基本動作訓練が中心	社会のニーズに応じて活動領域が拡大	幅広い役割 病院・地域・介護・予防・スポーツなど

制度と社会の変化に伴い広がる理学療法士の役割

理学療法士国家試験合格者数累計

1966 183人 ／ 2012 10万人 ／ 2017 15万人 ／ 2022 20万人 ／ 2026 24万27千人

※累計・概数

活躍の場 活動環境

社会の要請に応じて対象と場が拡大

- 1965～ 医療・機能回復：病院を中心とした専門職として出発
- ＋ 2000～ 回復期・生活期：回復期リハ病棟、介護保険 生活を支える領域へ
- ＋ 2010年代～ 地域・予防・健康：地域包括ケア、介護予防 多職種連携が定着
- ＋ 2020年代～ 産業・母子・保育・災害等：医療・介護の外へ 社会参加を支える役割に

制度上の主な節目

- 1965 理学療法士及び作業療法士法施行（PTOT法）
- 1992 第二次医療法改正：居宅を「医療提供の場」と位置づけ
- 2000 回復期・介護：回復期リハ病棟新設 介護保険制度
- 2010-2014 行政通知による役割の明確化：2010 喀痰吸引が理学療法業務に含まれ、実施可能と厚労省より通知（医政発0430第1号）／2013 診療の補助に該当しない範囲の業務は、医師の指示は不要と厚労省より通知（医政発1123第3号）／2014 ADL維持向上等体制加算新設
- 2020 地域・予防：高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に理学療法士も参画
- 2023-2026 新たな領域での位置づけ：以下に、理学療法士が明記された。2023 第14次労働災害防止計画／2024 産後ケア事業ガイドライン／2025 災害救助法施行令／保育分野への制度的な広がり：一定の要件下で、理学療法士等を1人に限り保育士とみなす配置特例
- 2026 現在地 リハビリテーション政策を横断的に推進：厚労省に「リハビリテーション統括調整室」設置

法律で定められている理学療法は60年以上も前のリハビリテーションに対する一般的な考え方に基づいて作られています。それゆえに、現在の理学療法は、法律で明示されていない活動にも領域が広がってきています。

1 法律で定められている理学療法の解釈が変わることがあります。たとえば痰の吸引があります。痰の吸引は、そもそも医師や看護師しか実施することができない行為だったのですが、2010年に厚労省は法律上の理学療法に含まれるという見解を示しました。痰の吸引は――素直に（単純に）その手技を見るならば――運動療法にも物理療法にも位置づけることができないものです。その意味で、2010年以降、法律で定められている理学療法の中に、運動療法でも物理療法でもない新しいものが含められるようになりました。

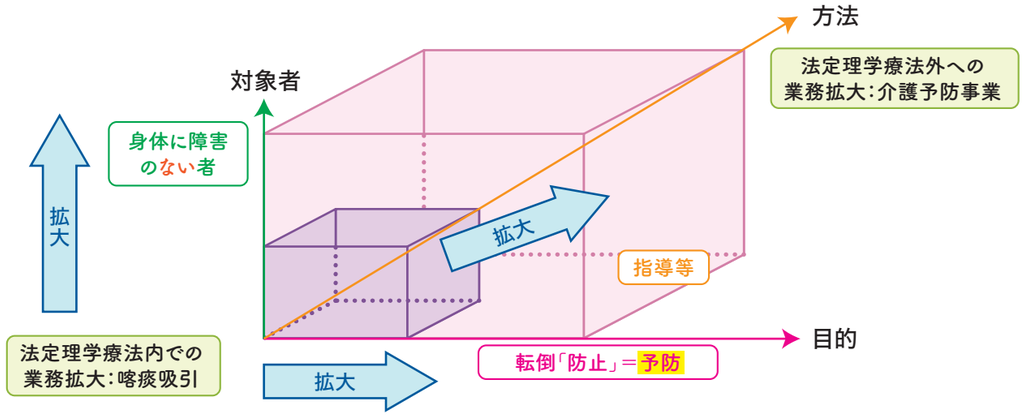
2 法律で定められている理学療法の外側にある業務も理学療法士の業務として考えられ認められてきています。厚労省は、2013年に、今度は理学療法士が介護予防事業で身体に障害のない者に対して転倒防止の指導などの業務を実際に行うことがあることを認めました。そしてこの業務は法律上の理学療法にあてはまらないけれども、理学療法士という肩書きを公言して実施しても良いこと、法律で定められている理学療法にあてはまらないものであるから医師の指示がいらないこともあわせて示しました。



つまり、厚労省は、法律上の理学療法の解釈を変えてきているだけではなく、法律の外側にあるものも理学療法士の業務の対象にして、少しずつ取りこんで――**見方を変えれば、理学療法士の業務を拡大させて――きています。【図参照】**

このように時代や社会的なニーズを背景に、法律と厚労省（行政）の解釈との間で理学療法に対する運用の調整がなされてきています。そのような調整は、現場で実際に行われている理学療法や学会で議論される理学療法などとの間にも生じています。その意味では、現在、法律上の理学療法を調整しながら運用しているという状況にあります。

理学療法業務拡大をめぐる問題



体操教室のおかげで
体力がついて
お出かけの機会が
増えました



負担の少ない抱っこの仕方と
ストレッチを教えてもらえて、
肩こりと腰痛が
軽くなりました



デスクといすの高さの調節で、
座り仕事による
負担が減りました



専門家に聞きました!
法律Q&A

PTOT法は、医師の指示の下に行う「理学療法」を定義していますが、前ページでも記載のとおり、2013年に厚労省から「介護予防事業等においては身体に障害のない者に対して、転倒防止の指導等の診療の補助に該当しない範囲の業務を行うことがあるが、このように理学療法以外の業務を行うときであっても、『理学療法士』という名称を使用することは何ら問題ないこと。」といった通知が発出されました。

診療の補助に該当しない理学療法以外の業務は、医師の指示がなくても法律的には問題ないと言われています。でも、法律に明記されていないと、どこまで認められるかが不安ですよね。ここでは法と通知、現場活動の関係をQ&A形式で整理します!

QUESTION 1

厚労省通知と PTOT法では、 何が違うのでしょうか?

ANSWER 1

法律は、1965年当時のリハビリテーションに対する一般的な考え方に基づいて理学療法を対象者・目的・方法の3つの側面から厳格に規定しています。それに対して厚労省の通知は、時代や社会的なニーズを背景に、法律の解釈や運用を示すものであり、法律上の理学療法を具体化するとともに、理学療法士が担うことができる業務についても整理・明確化していくものです。



QUESTION 2

理学療法士は、 法律上の理学療法以外の 業務を行っていても 「理学療法士」と名乗って よいのでしょうか?

ANSWER 2

OKです。もっとも2013年通知が名称使用で問題ないと明示した場面は、介護予防事業等での転倒防止指導等の場面になります。それゆえに、通知が示した場面以外は活動内容に応じた注意と検討が必要です。

QUESTION 3

介護予防事業等として 転倒予防教室等の指導を 担当することは、PTOT法上どのように 位置づけられるのでしょうか?

ANSWER 3

そのような業務は、法律で規定されている理学療法にあてはまらない業務となります。しかし、通知により「理学療法士の業務」として位置づけていますので、受講者に自分が理学療法士であることを示して転倒予防教室等を担当することができます。このように、通知は、時代とニーズの変化に対応できるようにするために、法律で規定されている理学療法には含まれていなかった業務に理学療法士が携わることを可能とする根拠を示しています。

QUESTION 4

法律上の業務範囲と 現場で期待される役割が 異なるのはなぜでしょうか?

ANSWER 4

法律でも臨床現場でも、理学療法士は、リハビリテーションの専門職として位置づけられていますし、どちらもそのように認識しています。そのうえでケアを受ける人は最新最善のケアを受けたいでしょうし、理学療法士も常に最新最善のケアを提供したいという気持ちがあると思います。その意味で、現場で期待されるリハビリテーションは日々変わっていくものです。同時に理学療法士が現場で期待される役割も毎日アップデートされていくことになります。しかし法律はそうはいきません。法律は社会を形づくる仕組み=道具です。使い慣れる前にコロコロ変わってしまうようでは使い方がわからず二の足を踏んでしまうことになるため、使いにくいものとなってしまいます(とはいえ、古くなりすぎた道具も使いにくいことは言うまでもありません)。ここに法律と現場との間のギャップが生じてしまうのです。

QUESTION 5

法律は、どうしたら 変わるのでしょうか?

ANSWER 5

法律は社会を形づくる仕組み=道具です。現在の法律は、いわば昔のダイヤル式の黒電話です。今でも黒電話は使えますが、使える機能がとても限定されているので、現在のスマホの時代では使いにくいことは言うまでもありません。道具なのですから、使いにくければタイミングを見計らって随時アップデートすればよいのです。そのためには、まず黒電話(法律)がなぜ使いにくいのか、その原因と理由を正確に知ることが大事です。そのうえで、ユーザー——理学療法士や患者さんはもちろん理学療法士の専門的な知識や技術を必要としている人たち——が“どうすれば使いやすい道具になるのか”について考え、“使いやすい道具が欲しいこと・必要であること”を社会やメーカー(立法府や行政府)に示していく。それができれば、法律は必ず変わります。

QUESTION 6

本会の法改正検討特別委員会の設置にも関連しています!
(詳細は11ページ)

現行法の下で 行える活動があるのに、 なぜ法改正を検討 するのでしょうか?

ANSWER 6

通知によって、現行法の下で実施できることが明確になった活動もあります。法改正の要否は、現場の不安だけでなく、国民への利益、安全性、法的な明確さ、他職種との関係を検証し、現行法や通知で対応できる事項と、法改正が必要な事項を分けて判断することが重要です。



小西さんからのメッセージ

今回ここでとりあげた問題は、ほんの一部です。

理学療法士でない人が、理学療法士と勘違いするような紛らわしい肩書きを使ってリハビリテーションやマッサージをした結果、ケアを受けた人に被害が生じるおそれがあることが問題となっています(名称独占の問題)。医師や看護師・作業療法士や言語聴覚士などの他の医療専門職との関係の問題(業務分担関係の問題)、個人情報の扱い方の問題(個人情報保護や守秘義務の問題)、医療保険制度(診療報酬)に関する問題、理学療法士が関わる医療事故に関する問題などなど、理学療法士をめぐる法律上の問題は、まだまだ山積しています。これらについても機会があれば、皆さんと一緒に考えたいと思っています。



理学療法士としての法的責任



業務範囲が広がり、臨床で求められる判断や役割が多様になる一方で、理学療法士には、国家資格を持つ専門職として果たすべき責任もあります。もしも判断や行為によって対象者に損害を与えた場合、理学療法士が負う可能性のある責任は、民事責任、刑事責任、そして行政上の責任に分けて考えることができます。ここでは、それぞれの責任について整理します。

医療事故を起こした理学療法士が負う責任は、大きく分けると次のように整理できます。

理学療法士が負う
3つの法的責任

民事責任　損害賠償（民法709条など）

患者さんに損害を与えた場合、その損害を賠償する責任です。
「損害」の内容には、相手をけがさせてしまったり、死亡させてしまったという人身損害や、物を壊してしまったことによる物的損害があります。治療費や修理費だけでなく、事故にあわなければ得られたはずの収入、事故で負った精神的苦痛の損害についても賠償の対象になります。

刑事責任　業務上過失致死罪（刑法211条1項）

業務上必要な注意を怠って患者さんを死傷させてしまった場合などに、刑罰を受ける責任です。
事故が起きたという事実だけでなく、その時点で理学療法士にどのような注意義務が求められていたのか、必要な注意を尽くしていたか、そしてその行為と患者さんの死傷との間に因果関係があるのかなどが個別に判断されます。なお、民事責任と刑事責任は、目的や判断の仕組みが異なります。そのため、民事上の損害賠償責任が認められたとしても、刑事責任まで認められるとは限りません。

行政責任　理学療法士に対する処分（PTOT法第7条）

法律や資格に関する規定に違反した場合、理学療法士免許取消しや名称使用停止などの行政処分を受ける責任です。理学療法士は国家資格者であるため、重大な非違行為などがあった場合には、厚生労働省の医道審議会（理学療法士作業療法士倫理部会）において処分内容が審議され、民事・刑事上の責任とは別に、免許に関する行政上の処分が問題となることがあります。

また、これらの責任に伴う処分のほか、所属施設における懲戒処分や、本会からの除名処分・会員資格の停止、そしてコミュニティからの信頼を失うことなど、さまざまな社会的制裁を受けることにも想定されます。

民事責任に伴う金銭的な賠償に備えて…会員限定の団体保険があります！

本会では、理学療法士を賠償事故から守り、会員の皆さんがより安心して業務に専念できるよう、会員サービスとして「理学療法士賠償責任保険」を設けています。理学療法士賠償責任保険には、基本プラン（全員加入）と上乗せ補償プラン（任意加入）があります。

基本プランは、会員の皆さんの保険料負担はありません。年会費を納入済の在会会員には、自動で付与されています。詳細はホームページよりご確認ください。

理学療法士の方向けトップページ > 入会案内 > 会員サービス：保険 > 理学療法士賠償責任保険
https://www.japanpt.or.jp/pt/privilege_guide/hoken/01/

本会の倫理に関する取り組み

理学療法士は、専門的な知識・技術を提供するだけでなく、社会から信頼される専門職として行動することが求められます。本会では、理学療法士の社会的な信頼を確立し、専門職としてより良い社会づくりに貢献することを目的に、倫理綱領の制定や倫理啓発活動に取り組んでいます。

理学療法士の倫理に関する取り組みのページはこちら
https://www.japanpt.or.jp/pt/announcement/pt/ethics/

倫理綱領や倫理啓発ポスター・動画、ハラスメントの被害にあったときの対応について掲載しています。
ポスターは以下のシリーズを公開中です。



モラル



実習指導



SNS



ハラスメント意識

理学療法士に関連する法律を学べるeラーニング

皆さん、前期研修のeラーニングの受講はお済みですか？
前期研修には、「A-4 理学療法における関連法規」といった動画が含まれています。

1・法とは何か
2・保健医療の法体系
3・理学療法士の業務法
4・理学療法士の資格・責任法
5・医療法、医薬品医療機器等法
6・診療報酬制度

といった順で、基礎から学ぶことができます。本特集がちょっと難しいな…と感じた皆さん、ぜひこの機会にeラーニングを再受講してみましょう！

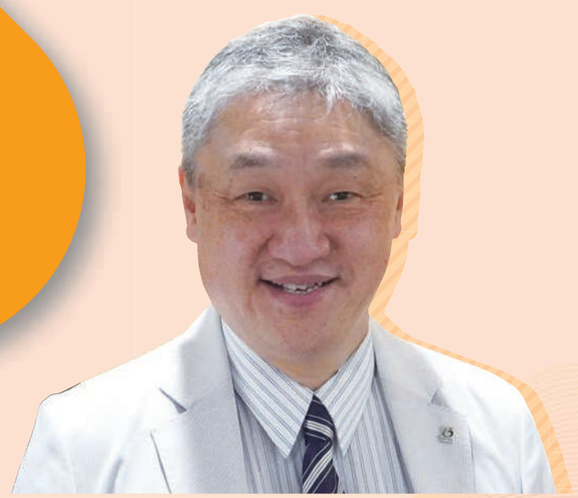
法改正検討特別委員会を設置しました

7月4日、理事全員を委員とする「法改正検討特別委員会」を設置しました。
理学療法士及び作業療法士法の施行から約60年が経過し、理学療法士の活動領域や社会から求められる役割は大きく変化しています。
委員会では、本会内の公衆衛生等理学療法業務構築・検討部会での検討を踏まえ、現行制度の課題や見直しの必要性、今後の方向性について議論を深めています。
今後も会員や現場への影響を踏まえ、関係団体等と対話しながら、より良い制度のあり方について、慎重に検討を進めてまいります。

歴史的転換点「リハビリテーション統括調整室」が新設されるまでのあゆみ
https://www.japanpt.or.jp/activity/procedure/04003.html

Top Message
トップメッセージ

2026.10



会長
斉藤 秀之

法律を学び、職責の未来を拓く
―理学療法士の発展と法改正への歩み―

理学療法士としての専門性を高め社会に貢献するためには、解剖学、生理学、運動学といった基礎的な知識に加え、法律の理解が不可欠です。医療・福祉分野は法規制と密接に関わっており、私たちの業務も法的な枠組みの中で成り立っているからです。法を正しく理解していなければ、業務逸脱や事故・訴訟といったトラブルに巻き込まれる危険性があります。つまり、法を学ぶことは自らの専門性を守り、より良い理学療法を提供するための重要な手段となるのです。

現在、本会は未来の理学療法士像を見据えた大きな節目を迎えています。法制度の見直しに向けた複数の視点に対し、本会部会からの答申を受けた「JPTA法改正検討特別委員会」が本年7月4日に発足しました。同時に7月14日からは、日本作業療法士協会との「PTOT法改正合同会議」での協議も開始しています。

こうした動きを強力に加速させる大きな出来事となったのが、本年5月19日の厚生労働省内における「リハビリテーション統括調整室」の設置です。これにより行政との連携が深まり、法改正に向けた議論を大きく進展させる好機を得たと捉えています。

これからの理学療法士には、単に治療技術を磨くだけでなく、法的な視点を持って社会構造の変化に対応することが求められます。国民が日常的に必要な理学療法へアクセスできる環境を整備し、理学療法士が自律した専門職としてより幅広い領域で活躍していくことが不可欠です。したがって、私たちの大きな大義は、「攻めの予防医療」におけるリハビリテーション、理学療法の推進を達成し、国民の健康増進に寄与するための法制度的基盤を整備することにあります。

最後に、法律を知ることは、不用意なリスクから理学療法士自身を守るだけでなく、私たちの職責と未来を切り拓く大きな力となります。会員の皆様とともに学びを深め、理学療法の更なる発展と社会貢献に向けて、着実に歩みを進めてまいりましょう。

連載

未来のために！一人ひとりのアドボカシー活動
このコラムでは、協会のアドボカシー活動を皆さんに紹介していきます。

アドボカシー活動とは「特定の立場や課題について、社会や意思決定者に働きかけ、理解・支持・制度的な改善を促す活動」とされています。前回は「省庁への要望活動」の概要をお伝えしました。第4回となる今回は、令和９年度予算概算要求に向けて本会が13省庁へ提出した要望の中から、文部科学省への要望の一つをご紹介します。

第4回
予算概算要求要望の解説

文部科学省への要望事項　「学校保健および特別支援教育等への関与充実」として、都道府県理学療法士会の取組事例を交え、全国の小中学校へ理学療法士派遣や体制強化に必要な予算の確保。

運動不足、基礎的な運動能力の低下など健康課題を抱える児童生徒が増加する中、理学療法士による運動指導や運動器検診への関与は、健やかな成長や運動習慣の定着につながる重要な取り組みです。

面会した政務官からは、「提出された要望を含め、予算をしっかり確保していきたい」とお言葉がありました。一方で、「都道府県の行政側の『理学療法士は何ができるか』という理解の不足もあるのではないか」という意見もあり、都道府県の行政などへのアドボカシー活動の重要性についてもご示唆いただきました。

本会の要望活動は、要望書提出で終わりではありません。後日、省庁の実務担当者との意見交換などを重ねていきながら、要望の実現可能性を高めるよう活動をしています。

文部科学省以外への要望内容も、ぜひ〈関連記事〉からご確認ください。

〈関連記事〉
・2027年度（令和9年度）予算概算要求に向けての要望書を13省庁へ提出（2026年8月24日）
https://www.japanpt.or.jp/activity/procedure/04194.html

次回以降もアドボカシー活動について、できるだけわかりやすく解説していきます。

JPTA政策目安箱にぜひお寄せください！
理学療法士に関連する政策についてのご意見を募集しています。
本会の政策活動や要望についてのご意見や感想、先進的な取り組み、好事例などを募集しております。現場の声をお聞かせください。
投稿はこちらから↑
https://www.japanpt.or.jp/activity/procedure/#a3

未来を拓く！理学療法士と政治活動
国政や地方議会で活躍する理学療法士や、連盟を含めいろいろな形で政治活動を行っている理学療法士に登場いただき、業界を取り巻く様々な課題やその解決に向けた取り組みを紹介いただきます。



小川克巳
1951年8月31日、福岡県北九州市生まれ。理学療法士として病院勤務後、1981年4月熊本リハビリテーション学院開校に伴い専任講師に就任。以降33年にわたって理学療法士養成教育にあたる。熊本県理学療法士協会会長、日本理学療法士協会理事・副会長を歴任。2016年参議院議員初当選。厚生労働委員長。2025年1月参議院議員繰上当選。2期目。

「追い風？！」

様々な受け止め方があると思いますが、総じて「追い風のリハ業界」、そんな言葉がピッタリくるような昨今です。

第221回特別国会が150日の会期を8日間延長して7月25日に閉会しました。その間も様々なことがありましたが、昨年10月に高市政権が誕生して以来、私たちの業界を取り巻く多くのことも変化しました。そういう意味では「風」が変わったと言えるのかも知れません。

その第一は、これまで永年にわたって要望してきた、わが国のリハビリ行政を省庁横断的に考え、取り扱う部署が設置されたことです。厚労省内に「リハビリテーション統括調整室」が設けられ、室長に審議官、次長に主要3課の課長が配されるという重厚な陣容となりました。さらに60年間放置されてきた「理学療法士及び作業療法士法」の見直しが検討されることになりました。また、2040年を目途とした医療・介護提供体制を俯瞰した際の医療・介護人材の窮乏がのっぴきならない大きな問題としてクローズアップされたことにより、医療・介護専門職に対する量と質、その両面からの検討会が立ち上がり、すでに3回ほど開催され、とりまとめの段階となりました。

処遇改善と職域拡大は業界における最重要課題であり、それを解決に導くものの根本的解決は、魅力に満ちた職業であり、選ばれる職業であることと考えています。学習歴はそのまま社会的評価尺度となります。私たちが専門職能を遺憾なく発揮し、広く社会で貢献できること、そしてそれにより自己肯定感が担保され、将来展望を描けること。そのためには広い視野と論理的思考を基礎とした幅広い素養を備え持つことと考えます。



生涯現役



医療法人松籟会　河畔病院

溝上 昭宏(みぞかみ あきひろ)さん

1956年佐賀県生まれ。1980年九州リハビリテーション大学校卒業。同年千葉労災病院に就職。1983年地元佐賀県に戻り河畔病院に就職し60歳まで勤務。2017年から5年間唐津市地域包括支援センターに勤務。2022年より元職場の河畔病院に現場復帰し現在に至る。佐賀県理学療法士会では2002年から2008年まで会長を務め、2009年より県連盟会長に就任。



本コーナー「生涯現役」では、生涯現役で活躍する先達から会員の皆さまへのメッセージを募集しております。
お問合せ先：JPTA NEWS担当
news@japanpt.or.jp

元職場への援助のつもりが自分のためだった

46年前に養成校を卒業して最初に勤めた病院は、理学療法士6名、作業療法士2名を含むスタッフ十数名の職場でした。脊髄損傷、頚髄損傷、四肢切断、脳卒中など多くの疾患の症例を経験しました。3年後地元に戻り、開院して半年の職場で初めての理学療法士として、主に脳卒中の患者さんを毎日30～40人担当してきました。職場は徐々に職種も人数も増え、30年後にはやっと30名位にはなりましたが、年度途中の退職者や産休・育休への対応など、求人と採用のタイミングが合わない時も多く、管理者時代にはそれなりに苦労した記憶があります。

現在、定年退職した元職場で再度働いているのは、働き方改革や診療報酬改定・院内教育体制などの影響で大幅に求人採用をしてきたけれど、補充が追いつかず人手不足状態が続いていた元職場の管理者から声がかかったからです。「週に3日でもよい」という条件で現場復帰しました。職員指導や新規事業開拓等ではなく、入院患者さんへの不足サービスを少しでも解消するためであれば、今の自分の力でもやれるところがあるのではないかという思いで復帰しました。実際働き始めると懐かしいスタッフや若い職員と交流することも多くなり、人手不足への少しの助力というよりも自分自身の元気が保たれていることを再認識し、充実感のある毎日を過ごせているのが現状です。声かけしてくれた管理者と職場に感謝し、新しいスタッフが充足されるまでしっかり現役を務めたいと思っています。

登録理学療法士 更新ポイント コツコツ学ぼう!

問題解答

登録理学療法士の更新ポイントの取得方法の一つに、JPTA NEWSの問題解答があります。全問正解で、1ポイント取得できます。登録理学療法士の方は、更新資料をご確認のうえ、以下の方法からチャレンジしてみてください。

〈紙冊子を閲覧している場合〉
会員専用アプリでQRコードを読み取ってください。申込期限は「**12月19日**」です。
〈**QRコード読取ができない場合**〉(WEB上で閲覧している場合など)
マイページから、セミナー番号で検索してください。(セミナー番号：**153048**)、申込期限は「**12月18日**」です。
※解答完了後、翌日中に履修履歴へ反映されます。

カリキュラムコード　25　病院施設におけるBCP　解答期限は12月19日まで

登録理学療法士制度の概要はこちら▶ **https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/new/registered/**
コツコツ学ぼう!登録理学療法士更新ポイントに関するお問合せは、本会ホームページFAQからお願いいたします。

INFORMATION

会員数 146,455名
2026年9月30日現在※休会者含む

ご登録内容に変更が生じた場合は、日本理学療法士協会(以下、本会)ホームページ内の【マイページ】へログインし、Web申請にて各種手続きをお願いいたします。トラブル防止のため、電話・メール・FAX による各種申請は受け付けておりません。
〈参考URL〉 https://mypage.japanpt.or.jp/mypage/login

マイページのご利用について

ログインID パスワード(PW)の再発行
マイページへログインできない場合は、マイページログイン画面下の「ログインできない方はこちら」より、ID・PWの再発行申請をお願いします。(注)お電話によるID・PWのご照会は行っておりません。
https://www.japanpt.or.jp/inquiry/faq/mypage/system20002.html

会員マイページ専用アプリのご案内
本会では、会員マイページ専用アプリを提供しています。専用アプリでは、マイページへのオートログインやQRコード読取機能による研修会参加受付が可能になるほか、協会・士会からのお知らせがプッシュ通知で受信できます。ぜひ、アプリをダウンロードのうえ、ご活用ください。
https://www.japanpt.or.jp/pt/announcement/newsystem/

年会費割引制度について

本会では、「育児休業」「シニア」「海外会員」について年会費の割引制度を設けております。
本会ホームページにて申請条件をご確認のうえ、対象となる方はマイページからお手続きください。
※申請された翌年度の年会費に割引が適用されます。(～2/20まで)

理学療法士の方向けサイト > 協会からのお知らせ > 各種手続き > 年会費割引制度申請
https://www.japanpt.or.jp/pt/announcement/member/06/

クラブオフ 今回のおすすめ!

新メニュー！店内、お持ち帰りの両方でご利用可能
松のや ロースかつ定食＋トッピングポテサラ
120円引き他 ※他の割引との併用不可

とん 松のや TONKATSU MATSUNOYA

ご利用の際には、
「日本理学療法士協会 クラブオフ」へ
登録・ログインください。
◎その他サービスの詳細はWebで検索

理学療法士　クラブオフ　検索

協会運営に関するご案内

●2026年9月5日(土)に2026年度第3回理事懇談会、9月6日(日)に都道府県事務局長会議が開催されました。また、10月3日(土)に2026年度第5回理事会、10月4日(日)に組織運営協議会が開催されました。
理事会抄録については、会員限定コンテンツよりご覧ください。
会員限定コンテンツ > 協会運営・資料一覧 > 総会・理事会等資料　https://www.japanpt.or.jp/privilege/management/minutes/#title02

●今後の予定　・2026年11月23日(月)：2026年度中間監査
・2026年12月4日(金)：賛助会員懇談会、12月5日(土)：2026年度第4回理事懇談会、第6回理事会

異動申請について

所属施設・自宅住所等の会員登録内容の変更は、本会ホームページの手続案内をご確認のうえ、マイページからお手続きください。

※施設情報の変更は、施設会員代表者または施設会員代表者代理に割り当てられた方が行ってください。
(【マイページ】▶【登録内容の変更・確認】▶【施設情報管理】)
※海外会員に登録される場合は、会費の支払い方法について確認させていただきますので、事前に本会事務局へご連絡ください。

理学療法士の方向けサイト > 協会からのお知らせ > 各種手続き > 勤務先・自宅住所・氏名等の変更
https://www.japanpt.or.jp/pt/announcement/member/01/

休会・復会・退会申請について

在退区分の変更は、本会ホームページにて各種手続きをご確認のうえ、マイページからお手続きください。

※休会を継続する場合、1年ごとの申請が必要です。手続きがない場合は規定により退会となります。
※退会後、生涯学習履歴・取得資格は無効になります。また、納入済みの当年度年会費はご返金いたしかねます。
※2027年度の休会申請より、運用を変更いたします。詳細は、「休会制度の運用変更について」をご確認ください。

理学療法士の方向けサイト > 協会からのお知らせ > 各種手続き > 休会申請
https://www.japanpt.or.jp/pt/announcement/member/02/

休会中、退会後は、以下の権利が停止となります。

■各種研修会・学会等への会員価格での参加(非会員理学療法士と同様の対応となります)
■各種学会への無料での演題登録
■会報誌「JPTA NEWS」の発送
■福利厚生サービス「クラブオフ」の利用など
■役員候補者選挙および代議員選挙の選挙権、被選挙権
■理学療法士賠償責任保険への加入(全員加入・任意加入)

理学療法士の方向けサイト > 協会からのお知らせ > 各種手続き
https://www.japanpt.or.jp/pt/announcement/member/

※Web環境がない場合、手続きについては本会事務局(TEL：03-6804-1421)へお問い合わせください。

＼HOT TOPICS／

2026年度選挙実施のご案内

2026年度は以下の選挙を実施します。詳細は本会ウェブサイトに掲載している告示、実施要綱等をご確認ください。

	役員候補者選挙	会長候補者選挙
告示日	2026年10月19日	2026年12月22日
立候補期間	2026年11月9日正午 ～11月16日正午	2027年1月6日正午 ～1月13日正午
投票期間	2026年12月7日正午 ～12月14日正午	2027年2月3日正午 ～2月10日正午
開票日	2026年12月14日	2027年2月10日

マイページ ＞ 会員限定コンテンツ ＞
協会運営・資料一覧 ＞ 選挙

https://www.japanpt.or.jp/privilege/management/election/

2026職場における腰痛予防宣言!参加施設受付中!!

本会は福祉・医療従事者が健康に働ける社会の実現のため、「職場における腰痛予防宣言！」キャンペーンを実施しています。

皆さんの施設のご参加をお待ちしております。



実施期間：
2026年9月1日（火）～2027年2月28日（日）

会員限定コンテンツ ＞ 職能事業 ＞
健康づくり・予防活動・保健事業 ＞ 腰痛予防事業

https://www.japanpt.or.jp/privilege/profession/healthpromotion/youtsuu/

日本理学療法士協会雑誌 Up to Date NEWS

【第4巻第4号のご案内】

今号の特集記事は「第61回にちけん特集号」です。発刊は11月20日（金）を予定しています。第４号の問題解答は発刊後に回答可能です。



【投稿論文募集中】

雑誌への投稿論文や、皆さんの症例報告や実践報告を募集しています。詳しくは本会HP掲載の「投稿規程」をご確認ください。

雑誌は本会のマイページから閲覧ください。

マイページ ＞ 会員限定コンテンツ ＞ 生涯学習支援 ＞
日本理学療法士協会雑誌 Up to Date

https://www.japanpt.or.jp/privilege/lifelonglearning/uptodate/

登録理学療法士の更新について ～2026年度更新対象者～

更新要件は、50ポイントの取得と更新時研修の受講です。2027年3月31日までに更新要件を満たしていれば自動で更新されます。

■更新時研修（eラーニング）
申込期間：2027年3月30日まで　視聴期間：2027年3月31日まで
セミナー番号：156270

更新延長措置については、所定の申請要件に該当する方のみご利用いただけます。

また、更新要件を満たさなかった場合は、失効とはならず猶予措置期間に移行します。詳細については、ホームページをご確認ください。

理学療法士の方向けサイト ＞ 生涯学習 ＞
生涯学習制度について ＞ 登録理学療法士制度について

https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/new/registered/

＼CHECK／

2027年4月より、会員アプリおよび会員マイページにおいてデジタル会員証の提供を開始します。
これに伴い、現行のFelicaカードによる会員証の運用は、2026 年度をもって終了いたします。

最新情報 **https://www.japanpt.or.jp/info/20260814_157.html**

マイページ（会員限定コンテンツ）へのアクセスはこちらから

※会報誌バックナンバーもご覧いただけます。
※紙媒体の会報誌が届いていない方はHPお問合せよりご連絡ください。

会員限定コンテンツ ＞ JPTA-Topics ＞ バックナンバー

https://www.japanpt.or.jp/privilege/topics/backnumber/



公益社団法人
日本理学療法士協会
Japanese Physical Therapy Association
JPTA

公式X　公式Facebook　公式Instagram　リガクラボ

公益社団法人 日本理学療法士協会会報誌　号数：No.363
発行日：2026年10月20日
発行人：公益社団法人 日本理学療法士協会
〒106-0032 東京都港区六本木七丁目11番10号
TEL:03-5843-1747　FAX:03-5843-1748
代表：斉藤秀之
編集：日本理学療法士協会 事務局
本会HP：https://www.japanpt.or.jp
HPやSNSで日々情報発信中！ぜひフォローお願いします！